

令和 8 年 3 月 1 2 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

5. 入札参加資格停止業者：株式会社トーニチコンサルタント
住所：東京都渋谷区本町 1-13-3

2. 入札参加資格停止期間：令和 8 年 3 月 1 2 日から令和 8 年 5 月 1 1 日まで（2カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要：株式会社トーニチコンサルタントは、令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 入札参加資格停止措置理由：
株式会社トーニチコンサルタントが独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 3 号（独占禁止法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措置要件	地域及び期間
（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課